

議 長

続いて、飯田議員の一般質問を行います。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

おはようございます。まず本日、傍聴へお越しの皆様方、そしてこの議会中継を録画放送を観られている「まげなねっと」を観られている町民の皆様、最初にお断りなりお詫びをしておきます。昨年の5月より私はその4番の席に座っております。こうして議会中継が行われる時にはそこに固定のカメラが設置してございまして、代表者が質問をする時に、そのカメラで写す訳ですが、固定ですのでその質問者を通して私の姿がいつも映っているというようにご指摘がございまして。そして下を向いて、これは寝とるんじゃないかというような、ご心配をお掛けしておりますが、決して川本町議会の議員、本会議中に居眠りなどしませんので、そのところはひとつお詫びを申し上げて、また皆さんに観ていただきたいと思っております。はい、それでは本題に入ります。

通告順位に従いまして2項目の一般質問を行います。

まず初めに本年5月26日に全面施行されました「空き家対策特別措置法」についてお尋ねを致します。この特別措置法は、防災や治安上の問題が懸念される空き家の所有者に市町村が解体などを勧告、命令でき強制撤去も可能とするものです。5月28日の新聞報道では、2013年10月時点の山陰両県の空き家数は8万7000戸で、この内、島根県が4万4800戸、鳥取県が3万5900戸で、10年前の2003年と比べて島根県が1万3000戸、鳥取県が6000戸の増加と総務省が発表をしております。こうした状況を背景に、各自治体は対策を推進しまして、措置法の内容を先取りし、行政代執行による強制撤去を含む条例を既に両県13市町が定めている状況でございます。その内、松江市においては本年3月、両県で初めて氏名公表を伴う改善命令を2戸の所有者に出しました。これを受け、1戸の所有者は解体を決め建設業者との契約手続きを始めました。その理由は、「いずれ直そうと考えていたが、市に任せると費用が高くつく」との事でした。この特措法の全面施行で空き家問題がクローズアップされたのも背景にございます。また、この特措法は空き家所有者を迅速に特定するため、自治体に固定資産税の納税記録の照会を認めております。そんな中、島根県隠岐の島町では2013年度調査で判明した空き家が919戸の内149戸の所有者が今も不明だという実態でございます。このような状況の中、本町における空き家の実態調査は行われているのか、空き家戸数は正確に把握出来ているのか、所有者が不明な空き家はどれくらいあるのか、所有者のあるないに関わらず、これから年を追うごとに古くなり様々な問題となる空き家に対して、どのような対策を取っていくのかを含めて答弁を求めるものでございます。

次に、昨年12月14日に執行されました、第47回衆議院議員総選挙、第23回最高裁判所裁判官国民審査、本年4月12日に執行されました島根県知事選挙において本町において導入使用された投票用紙読取分類機の購入

4 番  
飯田議員

価格は約 4 7 5 万 2 千円で、その内、選挙執行委託費より 2 6 4 万円が充当され、一般財源より 2 1 1 万円が使用されておりますが、この分類機の導入についての効果をお尋ね致します。私自身この 2 回の開票作業を見学に行かせていただきました。開票作業にあられる職員の皆さんは前日に投票所開設の準備をされ、当日、朝早くから投票所へ行かれ、朝 7 時からの投票開始、また夕方 6 時の投票締切まで職務され、更に夜 8 時からの開票ということになるのですが、全職員規律正しい行動をされておりました。この分類機導入以前にも何回か開票結果を見に行きましたが、開票作業にあられる職員の人数は今回かなり少なくなっていました。更に確定結果が出る時間においては相当に早くなっています。衆議院選挙においては最終国民審査の結果が出るのは午前 0 時を過ぎておりましたが、今回は 1 1 時過ぎには終了致しました。また県知事選挙においては選挙管理委員長の「作業を始めて下さい」の声が午後 8 時、「作業を終了します」の声が午後 8 時 4 8 分でした。確定結果は午後 8 時 4 1 分に出ております。分類機導入に伴う開票作業の時間短縮また職員の皆さんの負担についてどういう結果が出たのか、分類機による誤作動はないのか、合わせてお尋ねを致します。以上、2 項目の答弁を求めます。

議 長

それでは、飯田議員の質問のうち 1 項目めの「空き家対策特別措置法施行について」に対する答弁をお願い致します。  
番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

それでは、4 番飯田議員のご質問うち前段の「空き家対策特別措置法施行について」のご質問にお答え致します。

議員ご指摘のように、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の、地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、地域住民の生命・身体・財産の保護や、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要と考えられ、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、議員立法により制定され、昨年 1 1 月 2 7 日に交付、本年 5 月 2 6 日に全面施行されたところでございます。

この法律の中では、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の策定のほか、所有者等の責務などが盛り込まれているのは勿論、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある住宅などに対する措置なども盛り込まれたところでございます。

このような状況の中、本町としての対応をどのようにとっているかとのご質問ですが、まず、空き屋等に関する実態調査の状況でございますが、以前一度町内の利用可能な空き家に関する調査を行っていましたが、平成 2 5 年度に「川本町特定地域再生計画」策定のために行った調査事業の中で、町内の資源調査の一つとして、全町的な空き屋等に関する調査を行いました。それによりますと、川本町内の空き家等の戸数は、3 4 2 件という結果となっております。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

このうち、所有者が完全に不明とされたものは、9件しかありませんでしたが、この調査も利活用の視点が強くあったこともあり、利活用が難しいと思われる空き屋等については、住所や連絡先などまで完全に把握できていないものも多くあり、それらを含めると、所有者や管理者がはっきりしないものが未だ多くあるのが現実でございます。

この調査後も、利活用可能な空き家を中心に情報収集を行ったりして、空き家等の利活用を進めているところでございますが、残念ながら、その後も空き家が増えているのも事実でございますし、調査当時は利活用可能とされていたものの中にも、管理状況によっては、活用が難しくなっているものも増えてきているものと推測しております。このように、今後増えていくことが予想される空き家等に対して、どのような対策をとっていかとこのことですが、利用の可能な空き家につきましては、空き家バンク制度などを活用し新たな入居者の入居につなげるなど、利活用に取り組んでいきたいと考えております。

また、残念ながら適切な管理がなされず、周辺に危険を及ぼす可能性のある物件等については、この法律などに基づき、住民の安全安心の視点からも、適正管理を求めていくなど、必要な対策をとっていく必要があると考えております。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

はい、調査はされたという事でございます。空き家数が342戸という事で、所有者の分からないというところが9戸という事でしたが、これはあくまでもその空き家を利活用が目的の調査であってということであって、利活用出来ないという家屋については持ち主が判明をしないというのがまだまだ出てくるという事だろうと思えます。それで今後の対応についてですね、適正な管理を行ってもらうように持ち主にお願いをするという事でございますが、これがなかなか自治体の方がお願いをしても経済的な理由なんかでなかなかそれにどう言いますか、例えば危険家屋の場合では解体もしていただけない、合わせて管理もしていただけないというような事が多々あるというような実態だろうと思えます。本町においてもそうだろうと思えますが、この空き家の持ち主で特に利活用出来ない、ほんと言えば空き家の持ち主が町外へ出掛けられていて、町内に連絡先が取れないというような家屋は把握しておられますか。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

実際には今回も込み入った詳しい調査をしましたのは利活用が出来る視点で調査をしております。その中でも、調査時にはある程度使えるだろうという事で調査員の方から報告を受けました。これにつきまして利用が出来るも

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

のについては意向、例えば今後、貸すような気持ちがお有りかというような事をするためにお手紙を出したりしました。その時点で、明確に答えをいただけないもの、又は手紙が一回では届かなかったものもあります。ただこれにつきましても一部についてのみ行っておりますので、実際には空き家等全戸についてそういった調査を行っておりませんので、そこについては細かいところは分かりかねます。

議 長

再質問ありますか。はい、4番飯田議員。

4番  
飯田議員

私が今回のこの特措法で問題にしたのが、持ち主がなかなか特定されない、また持ち主が特定されていても、実際にもう倒壊の崩壊の危険性がある、これは例えば町道に面している、県道に面している、他の住宅に面しているというような家屋を今後どのようにして、その持ち主を定めその方に撤去、又は解体をしていただくか、その方向性を川本町と本町としてどういうふうな進め方をしていくのかなという事をお伺いをしたかった訳です。鳥取県では既に11市町村が独自の条例を制定しております。本町においてもこういう条例を制定されるお気持ちがあるのか、まず、そのところをお伺いを致します。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野  
まちづくり  
推進課長

本町でも条例制定について検討しておったところでございます。以前、議会の方からも、この空き家等に対する対策が必要ではないかというご意見を聞きまして条例制定について検討を進めていたところでございます。この中でも実際にいろいろ他の町村の例をひきまして条例制定に向けた準備を進めてました。ところがその検討の中で議員立法でこういった法律が整備されつつあるという事が分かってきまして、これにつきまして関係する省庁からもそういった情報が聞こえ始めました。その中では法律の方が先行しますので、本町としては内容的にも法律の中に本町が条例制定しようとしておりました内容が含まれておりましたので、その時点では条例制定という事は踏み切りませんでした。ただ今回の法律制定が実は少し遅れました。やはり関係する省庁が多岐にわたること、また、この法律制定の過程で通称「ごみ屋敷」と言われるような物へ対する制度も、この法律の中に盛り込まれまして少し遅れましたが、今回の法律制度を受けて本町としてもそういった危険家屋についても根本的な対策をとる必要があるというふうに考えております。必要があれば補うための条例制定も必要と思っておりますが、まずこの法律の中では今回の空き家に対する町の考え方を計画的に策定すること、また危険家屋等を判定するため、また計画策定するための協議会の設置ということを謳っておりますので、どこが担当課になるのかも含めてそういったところから検討を進めて対応をしていきたいと思っております。

議 長	再質問ありますか。4 番飯田議員。
4 番 飯田議員	本町としても適正な条例、又はそういう事を定める方向だという事でございます。これは先ほど言ったように鳥取県は全市町挙げての県統一の取り組みをするのが必要だという事で、こういう取り組みをされております。島根県においても、全県を挙げての取り組みになろうかと私は思っているのですが、そういう動きが今ありますか。その点はどうでしょうか。
議 長	番外左田野まちづくり推進課長。
番外左田野 まちづくり 推進課長	県としての取り組みという事でございますが、島根県では「島根県空き家管理等基盤強化推進協議会」、ちょっと長いですが、こういった協議会を組織して協議を行っていきるところでございます。この協議会の目的は、島根県内における空き家等の適切管理、又は活用、若しくは解体に係る施策の推進を図り魅力あるまちづくりと定住の推進に寄与すること、とされております。それでこの協議会には「島根県宅地建物取引業協会」、「全日本不動産協会島根本部」、「島根県住まいづくり協会」、「島根県住宅供給公社」、「ふるさと島根定住財団」、「島根県建築住宅センター」を始め、こういった機関を始め島根県、それから全市町村が会員として加わっております。こういった中で情報共有を行ってみんなでこういった事について勉強しているところでございます。
議 長	再質問ありますか。4 番飯田議員。
4 番 飯田議員	県もそういうふうな取り組みをされています。各全県的な取り組みになるのが必要だろうと思しますので、それに合わせて本町も対策を取っていただきたいと思えます。それでですね、今こういう対策を全国的に各都道府県やっておられる訳ですが、いちばんの問題は先ほど言ったように持ち主が判明出来ない場合、又は持ち主が判明しても財政的な面でなかなか撤去してもらえない。それに替わって自治体が強制撤去をした場合に係る費用の問題なんです。これは各自治体でとても撤去費用の全額を見るという訳にはいきません。こういう撤去に関しての解体費について国・県の踏み込んだ助成制度と言いますか、こういうところがこの特措法には必要だと私は思いますが、町長のお考えをお伺いをします。
議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	<small>こんにち</small> 今日、今議員が仰いました、この空き家対策、少子高齢化が進む中で大きな社会問題になっています。特にこうして危険家屋等をみますとそういう家屋ほど相続が分からん、誰が所有者か分からんとそういう案件が多いと思

番外  
三宅町長 ます。それで今回この法律で根拠法になりまして、行政代執行しても今仰いましたように、その費用弁償が請求できないという事態も有ろうかと思えます。それで先ずは考えなければならないのは、これをする事によってこの町民の生命・身体・財産・安全が守られているという事が優先されますと、それは費用の事は二の次であります。ケースバイケースで考えていきたいと思えますし、これはこれから大きな問題になって参りますので県等にもこの問題を提起して参りたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 先ほど町長言われましたように町民の財産・生活・安全性を求め、それが必要とあらば自治体としても強制撤去も行う気持ちもあるという事でしたので、今、県の動き、そして本町で定められる時には、町長が今言われたような思いも含めて条例の制定なり町の対応なり、その方策を決めていただきたいと思えますし、国・県への要望も必ず行っていただきたいと思えます。  
はい、これでこの質問は終わります。

議 長 以上で、1項目めの「空き家対策特別措置法施行について」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「投票用紙読取分類機導入による効果について」に対する答弁をお願い致します。番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 失礼します。飯田議員の、「投票用紙読取分類機の導入による効果について」のご質問にお答え致します。

飯田議員のご質問のうち、①項目めの「開票作業の時間短縮はできたのか」のご質問についてですが、この投票用紙読取分類機は、平成26年12月14日に執行されました、衆議院議員総選挙、及び、最高裁判所裁判官国民審査より導入しました。この分類機は、投票用紙の裏表関係なく、ただ揃えるだけで候補者ごとに分類することが可能な非常に高度な機械となっております。特に最高裁判所裁判官国民審査の開票作業においては、複雑な集計作業がありましたが、この機械導入により、それが不要となりました。

平成24年12月16日に執行された衆議院議員総選挙、及び最高裁判所裁判官国民審査の開票作業は、開票開始から終了まで5時間を要しましたが、この度の選挙では開票開始から4時間で終了しており、導入後、初の開票作業で機械操作に不慣れな部分も多少はありましたが、1時間の短縮をすることができました。また、本年4月12日に執行されました島根県知事選挙においては、開票開始から県内で一番早い41分で確定を出すことができ、町民の皆様にも、いち早く開票結果をお伝えすることができました。

続きまして、②項目めの「開票作業に従事する職員の負担軽減はできたの

番外宇山町  
民生活課長

か」についてのご質問ですが、開票作業を行う職員は、当日は朝6時過ぎより投票事務も担っており、開票作業も併せれば、緊張した状態で長時間の労働時間となっております。先程、申し上げましたように、この機械の導入により開票作業については、時間的な短縮はもとより、精神的な部分の負担軽減もできていると思われま

続きまして、③項目めの「分類機による誤作動はあるのか」についてのご質問ですが、導入後、初の平成26年の衆議院議員総選挙では、機械に不慣れなこともあり、投票用紙が詰まるなどの誤作動が数回ありました。この時の反省を踏まえ、島根県知事選挙においては、選挙前に機械に携わる職員に対して、数回、機械操作の研修を行いましたので、この効果もあり、誤作動はほとんど無く、スムーズに開票作業を終了することができました。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

私も実際に、この開票現場におりましたので、どれだけの時間の短縮、又、職員さんの開票にあられる職員さんの人数に対しましても、衆議院選挙と県知事選挙では規模が違いますけども、そこにあられる職員さんの数も10名以上少なくなっていたというような実際にそういう事も確認をさせていただきました。ただひとつお伺いをしますが、この選挙の投票用紙読取分類機なんですけど、これは確かに導入することによって職員さんの時間外の手当も少なくなる経費も少なくなるんですが、実際に本町に割り当てられる国の選挙、県の選挙で、選挙の委託金ですか、選挙を行う為の選挙費用と言いますか割り当てがきますよね、それは例えばその決め方は有権者数、各自治体の有権者数で決まるものなんでしょうか。こういう質問の仕方しかちょっと難しいかなと思います。

議 長

番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長

基本的には投票所の数等が一番大きいものと把握をしております。以上です。

議 長

再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

それでは投票所の数が変わらなかったら、だいたい国の選挙でも県の選挙でも同じくらいな選挙の委託費というのが本町へ入ってくるというような事で良いんですか。変わらないという事で良いんですかね。

議 長

番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 基本的に国の選挙と、それから県の選挙、町選挙、基本の額が違っていて、やはり国の選挙の方が金額が多く入ってくるような計算となっております。以上です。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 私が伺いをしたかったのは、国の選挙と県の選挙の選挙費用が入ってくる委託費が違います。ただこれが例えば、この自治体の努力で時間を短縮して行っても、どう言いますか、実際に係る選挙費用と、くる選挙費用、例えば差額が出た場合にどうなのかなど、自治体の努力が無駄になっちゃいけないというような気もするんですが、ですから以前の今までできていた選挙の委託費とこれから先の選挙の委託費、投票所の数が違わなかったら欲しい同じぐらいなんですな。国・県は当然規模が違うと思うんですが、金額的には違うと思うんですが、国の選挙と県の選挙の分は同じぐらいな選挙の委託費が次からはきますか、というような質問なんです。

議 長 番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 私が把握している事ですと、先ほど申し上げましたように投票所の数で委託金は決まっておりますので、時間外が減ればそれほど余分が出てくるという事になっております。基本的には同じでございます。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 その点は納得を致しました。私も見に行かせてもらった時に、先ほど課長が言われたように最初の衆議院選挙と国民審査の時には確かに時間が掛かっていたと思います。というのも、この読み取り機を使用されるのにメーカーの方が来ておられましたよね。それで県知事選挙の時も来ておられました、という事は、この機械は可成り精巧に出来ていてメンテナンスの面でもなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、ただこの機械を今は開票作業する時しか使わないですよ。それでどこへ普通は保管をするんですか。

議 長 番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 本機械は、役場地下の倉庫に保管してございます。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 それが私は一番心配だなと思うんですよ、と言うのは、これだけの繊細な機械ですので、例えば衆議院選挙は一応は任期は4年と決まっていますが、

4番  
飯田議員 　　いつあるか分からない。また知事選も4年ですが、いつあるか分からない。そして他の選挙もいつあるか分からないんですが、いざ使おうといった時に例えばこの地下の倉庫というのは、どんなにカバーをしてもゴミが掛かったり誤作動するようなどの保管場所じゃなかなか難しいなと思うのですが、例えば提案なんですけど、このメーカーに持ち帰っていただいて使用する時に持って来てもらうような、そういう事は考えられないんですか。

議　長 　　番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 　　この分類機につきましては、先ず選挙の前には必ず投票用紙の枚数を数える計数機というのがございまして、そちらの点検を必ず選挙前に行います。ですので、それに併せて計数機とその分類機のメーカーは同じメーカーですので、選挙前には誤作動がないようにメンテナンス点検をしていただくように、今回もお願いをしております。以上です。

議　長 　　再質問ありますか。はい、4番飯田議員。

4番  
飯田議員 　　新しい機械を購入されて、それが26年の12月、そして本年の4月に県知事選ですから、1回ほど約3ヶ月、4ヶ月ですか、地下の倉庫に保管されたという事ですね。それでその使用前にはメーカーの人に点検をしてもらうというような事ですね。それでそこで保管の管理が出来るという事が分かれば、それで構わないんですが、ただそこらのところを精密な機械だろうという事で心配をしておりました。本日、私がお伺いをしたかった一番大きな問題と言いますか課題、来年の春には町長選挙が予定を、春と言いますか2月ですかね、予定されます。そして町議会の選挙が4月に執行されると思います。その時にだいたい町長選挙に関しては、前回は無投票という事でしたので、どれぐらいの選挙の時間が確定が出るのか分かるかというのは分からないかも知れませんが、まだその必要もないかも知れませんが、町議会選挙に於きましては、だいたい確定票が出て皆さんに当選報告会をさせていただくのが午後10時過ぎという事で、なかなか町民の皆さんにも、また選挙でお世話になった皆さんにも遅くの時間からご苦労していただいているというような状況でございましたが、この分類機を使用する事によってだいたいどのぐらいの時間には確定票は出るなという事を思っておられますか。

議　長 　　番外宇山町民生活課長。

番外宇山町  
民生活課長 　　24年の4月の場合には、先ほど申し上げました町長選は無投票でして、町議会議員の一般選挙が行われました。この時に確定は9時40分に選管の方で出しております。来春行われます選挙がですね、例えば町議会議員のみの選挙だったとすれば、選管の希望としましては1時間以上の短縮を目指して

番外宇山町  
民生活課長 いきたいと考えておりました、いち早く住民の皆様が開票結果をご報告出来るように努力して参りたいと考えております。以上です。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 確かに少しでも時間を短縮していただいて早く結果が出て皆さんにお帰りをさせていただくという時間が早ければ宜しいと思います。この分類機に関しましては、当初、補正予算で組まれた時に議会では様々な異論が出ました。ところが私は開票の正確さ時間の短縮が出来たこと、更に先ほど課長が言われた職員さんの精神的な負担の軽減、これが図られたという事は大変良かったと私自身は思っております。この事を本日、傍聴に来られた皆さん方もおそらく投票分類機が入ったという事をご存知無かつたろうと思います。こういう事も町民の皆さんに知っていただきたくて、この質問を致しました、という事でこの最後の質問も終わりたいと思います。

議 長 以上で、2項目めの「投票用紙読取分類機導入による効果について」の質問を終了します。

々 これをもちまして、飯田議員の一般質問を終了します。

々 ここで暫時休憩をします。11時00分から再開します。

(午前10時48分)